

令和6年度 事業計画書

- 令和6年度においては、次の公益目的事業を実施します。

(公1)消費生活改善合理化を図るための教育活動事業

- ① 会報（消費生活ひろしま）及び事業報告書の発行
 - ・会報を発行し、地区公民館等へ配布して、一般市民の安全・安心な消費生活に役立つ情報提供を行う。
 - ・過去1年間の教育活動の実績をとりまとめた事業報告書を発行し、地区公民館等へ配布することにより教育活動を紹介する。
- ② 消費者月間事業への参画と消費者月間協賛事業として三者懇談会を開催
 - ・広島市消費者月間事業実行委員会に参画し、毎年5月の消費者月間事業等において広く一般市民に対し消費生活に関する意識啓発や協会の活動を紹介する。
 - ・消費者月間事業の協賛事業として、地域において行政・事業者・消費者の三者が懇談会を開催し、当面する課題等について話し合い、消費者の役割と行政・事業者の責務の認識を高める。
- ③ 講習会、研修会等の開催
 - ・消費生活の向上に役立つ研修会等を開催し、その結果を広く会員や一般に会報（消費生活ひろしま）への掲載等により普及する。

(公2)消費経済及び消費者の生活状況の調査研究・監視など調査研究活動事業

- ① シンポジウム等の開催
 - 消費者問題広島コンファレンスの開催
 - ・行政、事業者、消費者が一体となって、当面する消費者問題についてパネルディスカッションや活動発表などにより、情報を発信する。
 - その他シンポジウム等の開催
 - ・緊急性が高く、重大な消費者問題に関するテーマについて、広く市民に参加を呼びかけ、消費者・企業・行政がともに解決するためのシンポジウム等を開催する。
- ② 消費者問題等に関する調査研究等
 - ・当面する消費者問題（食品表示の現状、価格調査など）の調査研究等を実施し、その結果を消費者及び事業者に提供する。
- ③ 企業と消費者との対話事業の実施
 - ・企業の物づくりの現場を見学し、参加者の生の意見を新聞紙上に公開する。

(公3) 地区の実情に応じた消費生活に関する地区活動事業

- ① 地区情報誌（各地区における活動等をまとめたもの）の発行
- ② 工場等施設見学
 - ・ 会員・市民が工場等の施設見学を通じて生産者・事業者との交流を図り、相互理解を深める。
- ③ 地域の催し（公民館や女性会などの生涯学習活動等）に参画し、協会の活動を紹介するなどの啓発活動の実施

(公4) 一般消費者の利益保護、増進を目的とした啓発活動事業

- ① 消費者大学の開校
 - ・ 市民を対象に、消費生活に関する基礎的な知識の普及を図るための講座を開設する。
- ② 地域消費者啓発講習会の開催
 - ・ 悪質商法による消費者被害を未然に防止するために、地域団体等へ講師を派遣する。

● その他の事業（相互扶助等事業）を実施します。

(他1) 会員の資質向上のための事業

- ① リーダーの派遣研修、その他研修会の実施
- ② 事業者との懇談会・勉強会の開催
- ③ 産地視察等交流事業の実施
- ④ 各地区でのリーダー会、勉強会の開催